

## 熊本高等専門学校いじめ防止等基本計画

### 1. いじめ防止等のための基本的な方針

#### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせ得るものである。この認識を全教職員が共有し、全ての学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止に組織的に取り組むこととする。なお、本基本計画は、平成25年6月28日公布「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）、平成25年10月11日決定「文部科学省いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定、以下、「国の基本方針」という。）、令和2年4月30日改定「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー」（以下、「ポリシー」という。）並びに令和2年4月30日制定「独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき策定されたものである。

#### (2) いじめの定義

「国の基本方針」によれば、個々の行為がいじめに相当するか否かを判断するに際しては、「表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。」と規定されている。（「国の基本方針」5 いじめの定義）

本基本計画における「いじめ」とは、学生に対して、一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、被害者保護を徹底する観点から被害学生の主観に基づき「いじめ」の有無を判断するものとして「当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じていること」という要件を満たせば「いじめ」として認定しなければならない。（「ガイドライン」【I. いじめの定義の要素】）

#### (3) いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、以下に挙げるものがある。

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間外れ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. 上記7の様子を撮影される、他者に送信される。
9. パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことや無視をされたりする。

教職員や保護者等は、「いじめは子ども社会において起こり得るものという認識に立ち、ささいな兆候であっても危機意識を持って、学生の表情や様子をきめ細かく観察し、いじめを初期の段階で見逃すことなく積極的に認知し速やかに対処する」ことに加え、いじめが解決したと判断できる場合でも、周囲から見えないところで継続していたり、あるいは態様を変えて行われていることがあり、またいじめを受けた学生の心の傷がなかなか癒えないこともあるので、「継続して見守り、十分な注意を払う」ことが重要である。（「国の基本方針」5 いじめの定義）、「ガイドライン」【II. いじめの態様】）

#### (4) いじめの禁止

学生は、いついかなる時でも、いじめと認識される行為を絶対に行ってはならない。（「ポリシ

一) (いじめの禁止)

### (5) 学校及び教職員の責務

全ての教職員は、「法」「ポリシー」「ガイドライン」並びに本基本計画の内容を十分理解し、適切にいじめ防止等に関する職務を行わなければならない。さらに、いじめを受けた学生を徹底して守り通す責務を有している。担任、寮関係者、学生支援室等においては、それぞれの役割に応じた責務があることを十分認識する必要がある。その上で学校は、いじめが行われず、全学生が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように保護者、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるものとする。

### (6) 組織的対応

「法」第22条及び「ポリシー」第8において、「組織的な対応を行うための中核となる常設の組織」を置くと規定されている。学校は、いじめの未然防止、早期発見、いじめ事案への対応等に対して、「学校いじめ対策委員会」を中核として組織的に活動し、「学生支援連絡協議会」「学生支援室」「教務委員会」「学生委員会」「寮務委員会」並びに保健室等と連携を図りつつ、適切な対策を講じるものとする。

#### ① 構成員

校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生支援室長、事務部長、学生(学務)課長または課長補佐、看護師、リベラルアーツ系教員(2名)、専門学科教員(3名)

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士等も必要に応じて参加してもらう。

日常的な委員会としての活動は、学生主事を筆頭に行い、必要な場合には、校長及び副校長も参加するものとする。また、リベラルアーツ系教員(2名)、専門学科教員(3名)を任命する際には、担任、科目担当、課外活動指導の状況を勘案し、バランスの取れた構成となるように努めることとする。

#### ② 組織の役割

1. いじめの未然防止に関すること。
2. いじめの早期発見に関すること。
3. いじめの事案における対応に関すること。

「学校いじめ対策委員会」は学生及び保護者に対して、委員会についての存在や活動が容易に認識されるような取組を行う。また、いじめ事案に関する事柄について、組織として、情報収集と記録、並びに共有を行う。

また、被害学生の保護等を機動的に行う必要がある場合には、対策委員会の中に臨時的な事案対処チームを設置することができるものとし、事案対処チームは適切に対策委員会に対して、事案対応について報告しなければならない。

(「ガイドライン」Ⅲ. 2. (3) 学校いじめ対策委員会の組織・役割等)

## 2. いじめ防止等に関する取り組み

### (1) いじめの未然防止

#### ① 共通理解を図る措置

・教職員対象の講演会・研修会を年一回以上実施し、いじめに関する基本的事項について教職員の間で共通理解を図る。

・いじめ防止を目的とした「いじめ防止週間」を設定し、人権教育をホームルームにて年一回以上行う。

・インターネット等によるいじめは、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当た

り、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるために、必要な啓発活動を行う。

#### ②いじめに向かわない態度や能力の育成

・課外活動や寮生活、留学生との交流等を通じて社会性を育み、他人の気持ちを共感できる豊かな情操を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

#### ③いじめが行われないうための指導上の留意点

・ストレスといじめの関連性等、いじめの背景となる事象についての理解を深めるために、上記①の教職員向け研修会等を継続的に実施する。

・教職員全員が高い人権意識をもって学生指導にあたる。また、教職員の不適切な認識や言動が、学生を凶らずも傷つけたり、他の学生によるいじめを助長したりすることのないよう、指導には細心の注意が必要であることを共通認識とする。

・学生と直接接する機会の多い担任・副担任に対し、担任としてのノウハウの伝承といじめに関する知識と対処について共通理解を図る。

#### ④自己有用感・自己肯定感の育成・学生が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、熊本高等専門学校としての表彰制度を積極的に活用する。

・学生が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができるよう、清掃活動、地域の行事へのボランティア参加、地域の小・中学校との連携事業等に積極的に参加させ、ホームページ等で広報する。

#### ⑤学生の自主的取り組みの推進

・学生の自主的活動組織である学生会、寮生会の活動を支援し、良好な人間関係を構築できるよう支援する。

・学生会主催の研修等のテーマにいじめ防止を取り上げ、討議させるとともにそれぞれの組織で活かされるよう促す。

### (2) いじめの早期発見

#### ① 早期発見の心得

・いじめは教職員の目につきにくい時間や場所（特にインターネット関連）で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど、教職員が気付きにくい形で行われることを認識する。

・教職員は、学生の休学や退寮等の目に見える変化の他、長期欠席や行事不参加等の変化の中にも、いじめが原因である可能性を想定し、見逃さないよう留意する。

・教職員は、日頃から学生との信頼関係構築に努めるとともに、学科会議や各種委員会活動、課外活動等において、教職員相互が積極的に情報交換に努め、学生の置かれている状況を常に把握するよう努める。

#### ②早期発見のための措置

・いじめ（兆候も含む。）を含む問題を抱える学生を早期に発見するため、定期的なアンケート調査（年2回程度）を行う。また、全体的な規模で、担任による個人面談や保護者面談を年2回程度行い、人間関係や悩みについて早期に把握するよう努める。

・学生支援室（本校の支援室の他、高専機構の健康相談室を含む。）をはじめとした相談体制について、学生に継続的に周知する。また、保健室等も活用しながら相談しやすい環境及び体制を構築し、相互に連携しながら早期発見に努める。

・いじめ（兆候も含む。）に関する学生、保護者、地域等からの情報提供があった場合には、「学校いじめ対策委員会」において情報共有を行い、適切に対応する。

（「ガイドライン」V. 2. 各高専における取り組み）

### 3. いじめ事案に対する対応

#### (1) 基本的考え方

・いじめを発見又は通報を受けた場合や、いじめを受けていると思われる時は、特定の教職員で抱

え込まず、速やかに「学校いじめ対策委員会」において情報共有並びに対処方針を決定し、組織的に対応する。

・当事者に対する指導においては、事実関係を正確に把握し、被害学生の保護を第一に考えるとともに、学生の人格形成に配慮しながら教育的配慮のもとで加害学生を指導する。

## （２）発見・通報時の対応

・発見及び通報があった際は、「学校いじめ対策委員会」で速やかに対応する。学校は24時間以内に高専機構本部に報告する。

## （３）被害学生及びその保護者への支援

### ①事実関係の聴取

- ・教職員が必ず複数で対応する。
- ・「被害学生にも過失がある」などのような、被害学生の精神的苦痛を増加させ、また、被害学生の保護者と対応にあたる教職員との信頼関係や教職員間の連携協力関係を崩す可能性のある不適切な認識や言動がなされないよう細心の注意を払う。
- ・あくまで事実確認のみであり、原因究明ではないことに留意する。

### ②保護者への連絡

・被害学生の保護者へは、被害事実を把握した後に速やかに連絡し安全確保と秘密厳守を伝え、可能な範囲で情報共有を図り不安除去に努める。

### ③支援体制の構築

・被害学生には、徹底して守り通すことを伝え、不安の除去や相談体制を構築する。

### ④安全な環境の確保

・被害学生が安心して教育その他の活動を受けられるような環境確保及び必要に応じ学習支援を行う。

### ⑤必要に応じた専門家や警察等外部機関との連携

・必要に応じて、心理や福祉の専門家、あるいは警察等の外部の機関と連携を図り対応する。

## （４）加害学生への指導と保護者への情報提供

### ①事実関係の聴取

・事実関係の聴取は、必ず複数の教職員で対応し、いじめが確認された場合には、組織的に決定した対応方針及び教育的配慮のもと、いじめをやめさせ、再発防止に努める。

### ②保護者への連絡

・事実関係の把握後、速やかに加害学生の保護者に連絡し、いじめの事実と学校の対応に関し理解と協力を得る。

### ③懲戒処分の検討を含む教育的配慮のもとでの指導

・十分な反省を求めるとともに弁明の機会を付与し、教育上必要と認められる場合には、懲戒処分を検討する。

### ④指導上の留意点

・いじめ行為に関し、加害学生側が充分悪質性を理解するよう努めるとともに深い反省を求め、今後健全な人間関係を育み、人間としての成長を促す働きかけを行う。

## （５）いじめの解消

いじめの解消は、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事実が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導に努めなければならない。

## （６）学生全体への働きかけ

はやし立てたり、同調している学生に対しては、これらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導し、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう指導する。

## (7) インターネット等によるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除の措置をとる。必要に応じて、法務局や警察と連携し、適切な対応をとる。

## 4. 重大事態への対応

### (1) 基本的考え方

- ・いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合には、必要に応じて第三者からなる調査委員会において調査を行う。
- ・重大事態に関わる調査を行う際には、被害学生及び保護者の意向を踏まえて調査し、その結果について適切に説明する。
- ・重大事態が発生した際には、速やかに高専機構本部に報告する。
- ・被害学生の安全の確保を行うとともに、学生が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携を行う。
- ・調査中であっても、被害学生及び保護者への説明支援・助言を適切に行う。

### (2) いじめの調査

- ・いじめを受けた学生や保護者の意向を十分に理解及び尊重し、対応に当たること。
- ・重大事態の調査は、あらかじめ機構本部の承認を得た上で行う。
- ・学校は、いじめを受けた学生及びその保護者に対し、重大事態調査を行う組織の編成の基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行う。
- ・学校として自らの対応に不都合があったとしても、全容解明に努め、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害学生・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- ・重大事態の調査は、被害学生の尊厳の保持及び回復、また保護者に対して適切な説明責任を果たすことを図るとともに、当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生防止のための提言を行うことが目的であることを認識すること。
- ・詳細については、調査を行わなければ事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々な判断をしないこと。
- ・被害学生や保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校が可能な限り自らの対応を振り返り、検証をすることは重要である。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性がある。このため、被害学生・保護者が望まない場合でも、必要な調査や自らの対応を検証することは大切である。（「ポリシー」重大事態への対処 第16、「ガイドライン」VIII. 重大事態への対処）

## 5. PDCAサイクルに基づく取り組みの評価・検証

- ・いじめの防止等に向けた取り組みについて 学校いじめ対策委員会及び内部評価組織（自己点検評価委員会）により検証し、高専機構本部に報告すると共に、改善に努め、さらにインターネットにより公表する。
- ・いじめ防止等に向けた取り組みについて外部評価組織等により検証し、その都度改善に努める。
- ・いじめ防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

「熊本高等専門学校いじめ防止基本方針」平成27年3月18日策定  
「熊本高等専門学校いじめ防止等基本計画」令和2年6月26日策定